

大阪市立東中本小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に、在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行い心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

本校では、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、すすんで学び、いきいきと活動する子ども」を育成するため、「東中本小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

(1) いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が、最も重要であると考えている。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要ポイントは、早期発見・早期対応で、日ごろから児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期対応に努める。

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて、特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

(3) 保護者・地域との連携

「学校だより」や「学年だより」等により、子どもたちの活動や学校の取組を広く知らせる。そして、いじめ等に係る学校の考え方を、PTA 総会や PTA 実行委員会、諸会合等で周知する。また、登下校時の見守り活動等を通して、児童の実態の情報交換を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善

① 学習規律の確立

- ・『学校は学習する場である』ことを児童に意識づけする。
- ・全教職員が同じ方針で指導する。

② 「できる・わかる」授業づくり

- ・基礎的・基本的な内容を確実に定着させるために、3～6年生の国語と算数における習熟度別指導を充実する。

③ 指導力向上への取組

- ・相互公開授業をし、指導力向上に努める。
- ・習熟度別学習や少人数指導などの充実を図る。
- ・個別指導体制等の工夫を図る。
- ・授業研究などでそれぞれの指導について見合い、高め合う機会を多く持つ。

(2) 自己有用感を高めるために

① 一人一人が活躍できる場づくりの充実を図るための学校行事の取り組み

- ・春の全校遠足・秋の遠足、社会見学等の校外活動的行事
- ・5年林間指導、修学旅行等の集団宿泊的行事
- ・学習発表会・作品展等の文化的行事
- ・入学式・卒業証書授与式、始業式、終業式等の儀式的行事
- ・運動会等の健康安全・体育的行事
- ・クリーンアップ活動等の勤労生産・奉仕的行事

② 温かい人間関係を築くための集団づくり

- ・春の全校遠足や児童会の遊びめぐり等の異学年交流
- ・毎週の児童集会での班活動の充実
- ・児童会を中心に展開するあいさつ運動

③ 自信をつけ、自尊感情を高める

- ・普段から、児童をよく観察し、ほめる、認める。
- ・さまざまな児童の活躍を表彰、紹介する場としての朝会利用

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気構成

① 道徳教育や学級活動の充実

② 命の大切さ・互いを思いやる取組

③ 「傍観者」もいじめの加担者であると認識させる指導

④ 情報モラルに関する指導の充実

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化
ささいなことであっても変化に気づくことができる体制づくり
- ② 変化の記録
5W1H（いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように）
- ③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
- ④ スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの活用
- ⑤ 外部機関との連携
- ⑥ いじめ相談窓口の周知

5. いじめの早期解決についての取組

- ① いじめ事案を管理職・委員会へ報告する体制
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制（情報の共有化・教職員の連携）
- ③ 被害児童の保護・加害児童の指導
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ⑤ 家庭・地域との連携
- ⑥ 警察などの関係諸機関との連携

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上・児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を管理職や生活指導部長・いじめ対策委員会などへ報告する体制
（いじめ対策委員会の開催）
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制
（情報の共有化・教職員の連携等）
- ③ 被害児童の保護、加害者への指導
- ④ 市教委への報告

- ⑤ 家庭・地域との連携
- ⑥ 事案によっては警察などの関係機関との連携

<年間計画>

[調査]

- ① 児童対象いじめアンケート 年3回
- ② 保護者对学校アンケート 年2回

[研修会]

- 4月：指導方針、指導計画等
- 5月：児童理解研修会
- 10月：情報共有、運営の計画(中間評価)児童理解
- 2月：情報共有、本年度のまとめ 運営の計画(最終評価)
- 3月：児童理解研修会

7. 保護者や地域・関係機関との連携

- ① ホームページや学校だより等による情報発信・啓発
- ② 学校協議会への提案・協力体制
 - ・事案が発生した場合、速やかに学校協議会会長に連絡し、協力体制をとる。
委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請
 - ・東成警察署、子ども相談センター、家庭児童相談室との情報交換を日頃から密に行う。

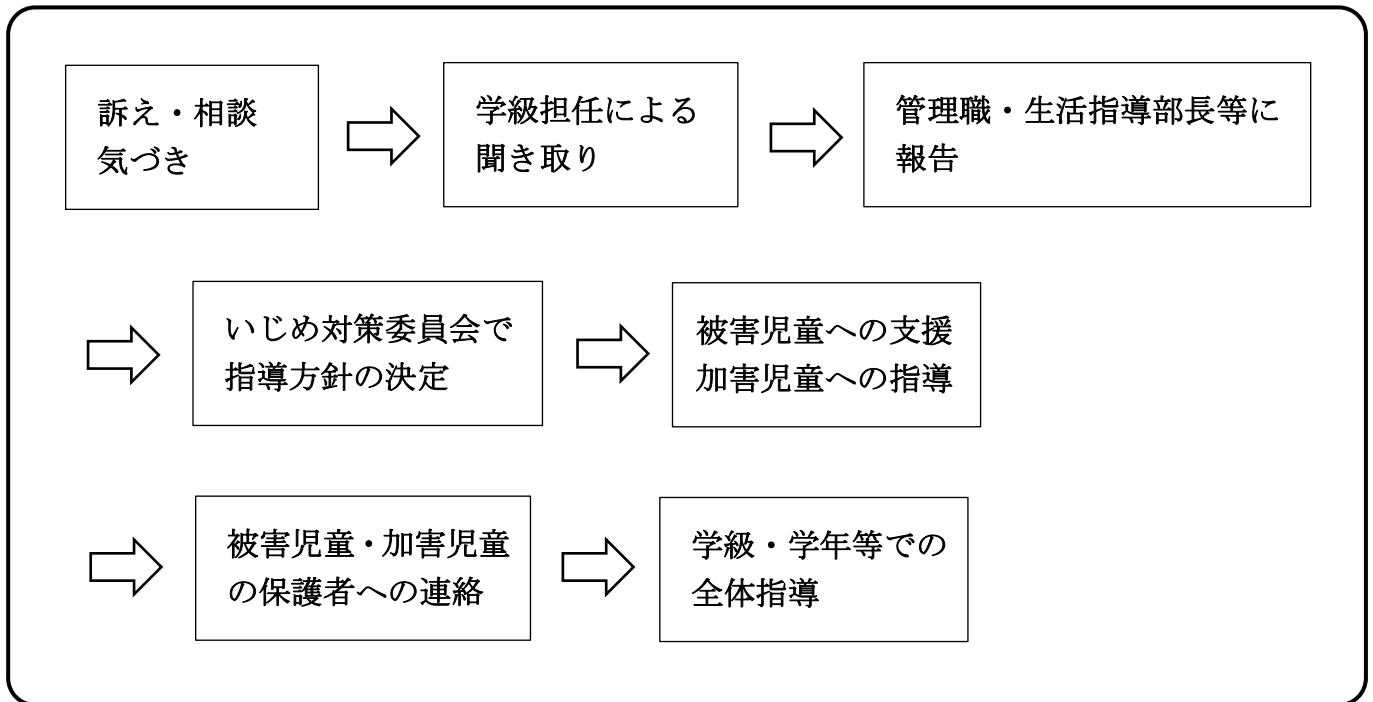
8. 重大事案への対処

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査及び対応を行う。

学校の対応（隠ぺいしない・誠意ある対応・窓口の一本化）
調査組織の設置や事実関係の明確化
被害児童及びその保護者への適切な情報提供
教育委員会への報告等、関係諸機関との連携

- 学校長の判断・指示で迅速に対応できるよう、教頭・生活指導部長を中心に、日頃から体制を整えておく。

9. いじめ発見の際の流れ（構図）



10. 取組内容の検証

① PDCA サイクルの活用、「運営に関する計画」との関連

- ・取組内容を『運営に関する計画』で検討し、必要に応じて内容を改善していく。

② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止についての改善方法

- ・アンケートからの読取りや聞き取りをもとに、取組方法の工夫改善を行う。